



- 給与人事パーフェクト
- 給与スタンダード

【労働法改正（平成22年4月1日施行）に伴う変更点】

2010年 6月 3日

株式会社マーベルコンピュータ

<http://www.marvel.co.jp>



BIZTREK

労働法改正

■給与人事パーフェクト，給与スタンダード

【労働法改正（平成22年4月1日施行）に伴う変更点】

【1】時間外労働の割増賃金率の引き上げへの対応

【1-1】1ヶ月に60時間を超える時間外労働について

1ヶ月に60時間を超える時間外労働を行う場合の割増賃金率が現行の25%から50%に引き上げられます。（中小企業は当分の間適用が猶予されます。）

【1-2】1ヶ月に45時間を超える時間外労働について

1ヶ月に45時間を超える時間外労働を行う場合の割増賃金率は、25%を超える率とする努力義務が適用されます。

1ヶ月に45時間を超える時間外労働を行う場合の割増賃金率は、25%を超える率とする努力義務が適用されます。給与人事・給与スタンダードでは、従来の割増率25%に、今回加算した率（例：5%）を①に設定します。

1ヶ月に60時間を超える時間外労働を行う場合の割増賃金率が現行の25%から50%に引き上げられます。給与人事・給与スタンダードでは、従来の25%に加算した率（例：25%）を②に設定します。

給与体系登録

給与体系 変更 件数: 1

削除 <--前へ 次へ--> キャンセル 登録

コード 000 名称 標準

手当登録 控除登録 賃金規定

項目	割増率	項目	端数処理	雇用保険率	料額表A欄
平日普通残業 (1) (例:1.25)	1.25 倍	単価端数(割増前)	切り上げ	繰越端数	なし
平日深夜残業 (2) 時間内(加算分) (例:0.25)	0.25 倍	単価端数(割増後)	処理なし		
③ (3) 時間外 (例:1.50)	1.50 倍	残業手当端数	切り上げ		
休日普通残業 (4) 法定以外 (例:1.25)	1.25 倍	欠勤控除端数	切り上げ		
(5) 法定 (例:1.35)	1.30 倍	遅刻早退端数	切り上げ		
休日深夜残業 (6) 法定以外 (例:1.50)	1.60 倍	計算手当控除端数	切り上げ		
(7) 法定 (例:1.50)	1.50 倍	日給・時給	切り上げ		
時間外追加加算 ① 45時間超-60時間以下 (例:0.05)	0.05 倍 (A)				
(当該加算分の倍率) ② 60時間超 (例:0.25)	0.25 倍 (B)				
欠勤控除額	1.30 倍				
遅刻早退控除	1.30 倍				

↑割増率は、給与体系が「日給月給」の社員に対して適用されます。

←時間外追加加算は、(1)+(3)+(4)+(6)の合計時間数のうち、規定より超過した時間について、追加加算されます。例)(1)+(3)+(4)+(6)=50時間の時は、5時間分について、(A)が追加加算されます。

【残業・遅刻早退単価の計算式】

残業・遅刻早退単価 = $\frac{\text{支払基準額(基本給+残業対象手当)}}{\text{3.月間労働時間(D)}} \times \text{割増率}$

【欠勤単価の計算式】

欠勤単価 = $\frac{\text{支払基準額(基本給+残業対象手当)}}{\text{所定労働日数}} \times \text{割増率}$

A.所定労働日数/月	22.00	日
B.所定労働時間/日	7.00	時間
C.当月労働日数		
D.月間所定労働時間	154.00	時間

※A、B、Dは必ず入力して下さい。



【2】年次有給休暇の時間単位取得への対応

従来は、年次有給休暇は日単位で取得することとされていますが、事業場で労使協定を締結すれば、1年間に5日分を限度として時間単位で取得できるようになります。

社員情報検索

社員情報 変更

社員コード: 010001 社員コード NO: 0 住所 〒: 661-0002 兵庫県尼崎市塚口町

フリガナ: 石岡 達彦 TEL: 06-422-2211

氏名: 石岡 達彦

部課: 00101 総務部 総務課 給与体系: 000 標準

人事情報 支給方法 支給項目・交通費 控除項目・単価 社会保険料・住民税 **年次有休** 社員履歴

■年次有休休暇

2009年 9月 から 2010年 5月 まで

※年度は西暦で入力してください。 再検索

年	月	有休日数	時間
22	2010	1	0
22	2010	2	0
22	2010	4	4
22	2010	5	6
4件	合計	5.00	10
	日数換算	6.00	3

① 有休一日当りの時間数: 7時間 (未入力の場合、当年取得日数・残数の計算ができません。)

② 時間単位取得の上限日数: 5日迄

③ 次回付与日 (初回付与): 10.07.20 (10年 8月分給与期間) の翌日 付与日数: 8日

↑西暦2桁 08年 1月 1日入社 勤務年数: 2年 2ヶ月 (4月20日現在)

⑤ 付与サイクル: 12ヶ月毎 ⑥ 増加日数: 1日 ⑦ 最高日数: 20日

前年繰越: 6.00日 0時間分(時間単位取得)

当年付与: 7.00日

当年取得: 6.00日 3時間分

(うち、時間単位で取得した分) 1日 3時間分

残数: 6.00日 4時間分

有休の自動付与（あらかじめ設定した年月の給与計算時に、有休の自動付与を行う）に対応しました。

年次有給休暇に関して、
● 「前年繰越日数・時間数」
● 「当年付与日数」
● 「当年取得日数・時間数」
● 「時間単位取得日数・時間数」
● 「残日数・時間数」
を管理できるようになりました。